

【様式3】

香川県会計規則第 184 条の 2 第 3 号に基づく随意契約の締結後情報

部(局)・課(所)名	香川県水産試験場
件名	香川県水産試験場仮庁舎敷地内草刈除草・低木の剪定業務 (契約締結後)
契約の相手方 (名称、所在地)	特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会 高松市元山町 1193 番地 2
契約締結日	令和 7 年 8 月 1 日
契約の相手方とした理由	香川県会計規則第 184 条の 2 第 2 号に基づく随意契約の締結前 情報に掲げる受付期間内に見積書を提出したものが、特定非営 利活動法人 香川県社会就労センター協議会のみであり、選定基 準及び決定方法に基づき審査したところ、適当であると認めら れたため。